

平成二十六年十月十日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一八七第六号

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条の規定に基づき、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」支給されるものと承知している。

二から四までについて

お尋ねの文書通信交通滞在費の用途の公開等については、国会において御議論いただくべき問題である
と考えている。